

# **第1章 計画策定にあたって**

- 1 第3期計画の趣旨**
- 2 計画の位置づけ**
- 3 計画期間**

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 第3期計画の趣旨

少子・高齢化の急速な進展や核家族化、ライフスタイルの多様化などにより、社会全体の構造が変化する中で、地域住民のつながりや地域への帰属意識の低下が指摘されています。

本市では、平成17年に「福祉こころまちプラン2005」を、平成22年には「福祉こころまちプラン2010」を策定し、だれもが住み慣れた地域で健やかに暮らすことができる社会の実現をめざして、地域福祉活動を展開してまいりました。

しかしながら、高齢者や障がいのある人、子育て世帯をはじめとする市民が抱える生活課題もいっそう複雑多様化しており、高齢者の孤独死、子ども・高齢者・障がいのある人などへの虐待など、行政や公的サービスだけでは対応が困難な課題も多くなっています。

近年特に、人口減少問題ともあいまって、子どもを産み育てたいと思うまちづくりや、介護認知症高齢者や障害のある人などの権利擁護の問題、住み慣れた地域で安心して生活し続ける体制づくりなど、幅広い福祉のあり方が求められています。

さらに、平成23年3月発生した東日本大震災を契機に、防災に対する関心や地域コミュニティを重視する意識が高まるなど、緊急時に備えた見守り・支えあい活動の重要性が認識されるようになりました。

また、リーマンショックを契機として、社会経済情勢の変化による経済的生活困窮者対策についても、福祉の観点から新たな対策が講じられようとしています。

こうした中、人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり、助けられたりする関係を築いていくことが重要であり、地域住民の助け合いの意識を高め、互いの顔が見え、互いに声をかけ合うご近所づきあいができる“新たな地域の支えあい”が求められています。

これら本市における地域福祉を取り巻く現状を踏まえ、平成27年度から平成31年度までの5か年計画として、加賀市第3期地域福祉計画「福祉こころまちプラン2015」を策定することになりました。

## 2 計画の位置づけ

### (1) 福祉こころまちプラン(地域福祉計画)の位置づけ

本計画は、社会福祉法107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、同法第4条には「地域住民は、相互に協力して、地域福祉の推進に努めなければならない」と規定されていることから、本市の地域福祉を増進するため、第3期計画を策定いたしました。

【参考】 社会福祉法（抜粋）

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

### (2) 地域福祉計画に盛り込む事項

地域福祉計画は、次の3項目を一体的に定めることが求められています。

- ①地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ②地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ③地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

なお、平成19年8月には、厚生労働省から要援護者に係る情報の把握・共有及び安否の確認等について地域福祉計画に盛り込むよう通知されています。

平成22年8月には、高齢者等の孤立の防止や所在不明問題を踏まえた対応になるよう、必要に応じて計画の見直しを行う等の対策を講じるよう通知されています。

加えて、平成26年3月には、平成27年4月から施行する生活困窮者自立支援法により、社会経済の構造的な変化等による生活困窮に至るリスクの高い層の増加

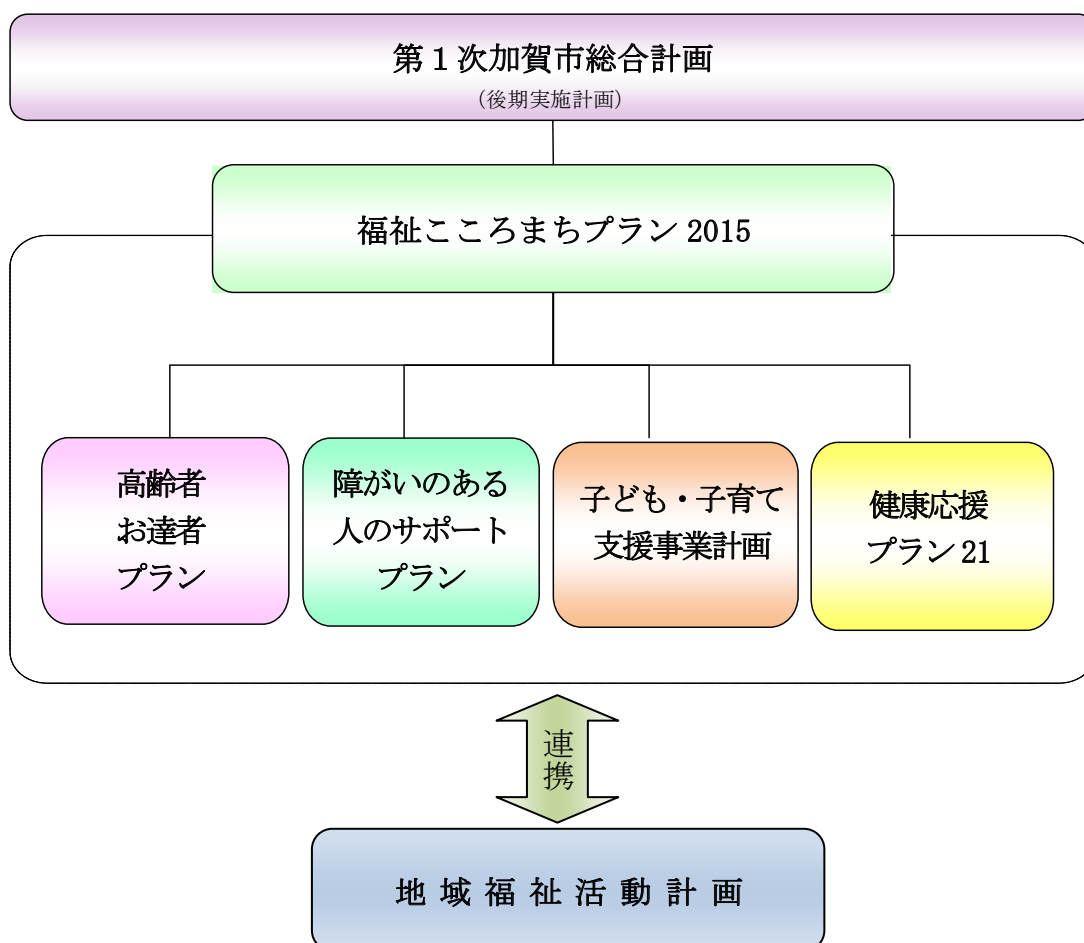
を踏まえた、生活保護に至る前の生活困窮者への支援が策定され、地域福祉計画に取り組むよう通知されています。

### (3) 関連諸計画との位置づけ

本市では健康・福祉分野として、以下の関連諸計画があります。

- 高齢者お達者プラン（加賀市高齢者福祉計画・加賀市介護保険事業計画）
- 障がいのある人のサポートプラン  
（加賀市障がい者計画・加賀市障がい福祉計画）
- 加賀市子ども・子育て支援事業計画
- 健康応援プラン21（加賀市健康増進計画・加賀市母子保健計画）

福祉こころまちプランは、これら諸計画と連携し、「制度の谷間」にある地域福祉課題にも対応して、個々の施策がより効果的に実践されるよう、加賀市総合計画の健康・福祉分野の主導的計画として位置づけられています。



### 3 計画期間

この計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。また、加賀市総合計画や各分野の計画との整合性を図りながら、長期的な視野に立った計画として策定しています。

福祉こころまちプランと関連諸計画の期間

計 画 名	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
第1次加賀市総合計画	前期実施計画 (H19～21年度)			中期実施計画 (H22～24年度)			後期実施計画 (H25～28年度)						
福祉こころまちプラン				第2期 福祉こころまちプラン 2010 (H22～26年度)					第3期 福祉こころまちプラン 2015 (H27～31年度)				
高齢者お達者プラン			第4期計画 (H21～23年度)			第5期計画 (H24～26年度)			第6期計画 (H27～29年度)				
障がいのある人のサポートプラン			第2期計画 (H21～23年度)			第3期計画 (H24～26年度)			第4期計画 (H27～29年度)				
子ども・子育て支援事業計画				次世代育成支援行動計画 (後期計画) (H22～26年度)				子ども・子育て支援事業計画 (H27～31年度)					
健康応援プラン21	第1次計画 (H19～24年度)						第2次計画 (H25～34年度)						

